

●給与上手くんα／給与・賞与 VERSION:8.001

当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista 搭載機へのインストールは不可となっています。

- ◆ 平成 29 年分年末調整の計算に関する改正
  - 給与所得控除額の上限の変更に伴う対応。
  - 平成 29 年分の算出所得税の速算表に対応。
  - (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算に対応。
  
- ◆ 平成 30 年 1 月以降分 月額表を適用する給与等に対する税額の電算機計算の特例について
  - 電算機計算の特例(甲欄、乙欄)に関しては、平成 29 年分と変更ありません。
  
- ◆ 平成 30 年 1 月以降分 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表
  - 平成 29 年分と変更はありません。  
※扶養親族等の対象が「源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族」に変更されました。
  
- ◆ 確認帳票／扶養情報リスト ※新規対応
  - 社員登録／扶養情報①タブに登録した内容をリスト形式で出力します。
  
- ◆ 通信・移動／給与マスターコピー
  - USB 等メディアを介してコピーをする場合、“個人番号情報”を含めて移動できるように対応しました。(会社、社員、扶養情報、合計表・支払調書の支払を受ける者の各個人番号情報等)  
※“個人番号アクセス可能権限のあるユーザー”のみ当処理が行えます。

❗注意

- ・当プログラムをインストール後、入力等の画面を開くと「マスターバージョンアップ」が行われます。
  - ・マスターバージョンアップ処理後のマスターは、従来バージョンのプログラム (VERSION:7.401 以前) とのデータの移動はできません。
- ※他の I C S システムとマスターのやり取りを行われる場合は、他の I C S システム側もバージョンアップが必要です。

※平成 29 年分・給与支払報告書 (総括表) 対応プログラムは 12 月初旬にご提供予定です。  
※詳細は、次ページからの“給与上手くんα (VERSION:8.001) の変更点”を参照してください。

# 給与上手くんα (VERSION:8.001) の変更点

## 平成 29 年分年末調整改正内容

### I. 平成 29 年分 年末調整の計算に関する改正

#### 1) 給与所得控除額の上限の変更

- 平成26年度の改正事項で、給与所得控除額の上限額が平成29年分の所得税については220万円に引き下げられました。

《参考 URL》 <https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1410.htm>

《参考資料》

『平成29年分年末調整のしかた』P. 80給与所得控除後の給与等の金額の計算

#### 2) 平成 29 年分の算出所得税の速算表に対応

- 課税給与所得金額の限度額が、1,732万円→1,742万円に変更されました。  
課税給与所得金額が1,742万円を超える場合は年末調整の対象になりません。

《参考資料》

『平成29年分年末調整のしかた』P. 91平成29年分の年末調整のための算出所得税額の速算表

#### 3) (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算に対応

- 平成 29 年分の年末調整において、適用される控除率・控除限度額に対応しました。

- 平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日迄に住宅を居住の用に供した場合。(区分=住、認)  
一般(本則)…1.0%(最大:20万円)、特定…1.0%(最大:40万円)  
認定(本則)…1.0%(最大:30万円)、特定…1.0%(最大:50万円)

■平成29年分の年末調整に適用される控除額の表(平成28年中に住宅を居住の用に供した人用)

住宅を居住の用に供した日	控除期間	住宅借入金等の年末残高に乗ずる控除率		控除限度額
		控除率	控除限度額	
平成28年1月1日から 平成28年12月31日まで	本則	特定取得	10年額 (4,000万円以下の部分の金額) × 1.0%	40万円
		特定取得以外	10年額 (2,000万円以下の部分の金額) × 1.0%	20万円
	認定 住宅	特定取得	10年額 (5,000万円以下の部分の金額) × 1.0%	50万円
		特定取得以外	10年額 (3,000万円以下の部分の金額) × 1.0%	30万円

(注) 特定取得に該当するかどうかは、税務署から送付される「住宅借入金等特別控除証明書」に記載されています。

- その他の平成 29 年において『(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額』に関する変更箇所に対応しました。

- ・平成 19 年に居住の用に供したケース(平成 19 年 1 月 1 日～平成 19 年 12 月 31 日まで)  
一般(本則)…平成 19 年に取得したケースは控除期間が 10 年の為に対象外となります。  
(区分=住)  
特例…11 年目となり 0.6%(最大:15 万円)→0.4%(最大:10 万円)に変更になります。  
(区分=住(特))

- ・住宅の再取得に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例。(平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日まで)(区分=震)  
1.2%(最大:60 万円)を追加します。

《参考 URL》 <https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1213.htm>

## II. 各種申告書等の様式に関して ※Pro IIのみ

### 1) 「平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の新様式に対応

- 平成 29 年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額等の改正が行われました。それに伴い当申告書も変更されています。

※「平成 30 年分従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」においても同様の変更があります。

平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等 給与を支払者の名称(氏名) (フリガナ) あなたの氏名 年 月 日  
 税務署長 給与を支払者の法人(個人番号) あなたの個人番号 扶養主の氏名  
 市区町村長 給与を支払者の所在地(住所) あなたの住所又は事務所 (郵便番号) あなたの住所 配偶者の有・無

1 源泉控除対象配偶者(注1)  
 主たる給与から控除を受ける  
 1 氏名 生年月日 住所又は居所 異動月日及び事由  
 2 氏名 生年月日 住所又は居所 異動月日及び事由  
 3 氏名 生年月日 住所又は居所 異動月日及び事由  
 4 氏名 生年月日 住所又は居所 異動月日及び事由

2 障害者・障害者控除対象配偶者(注2)  
 障害者(障害者控除対象配偶者)  
 障害者(障害者控除対象配偶者)  
 障害者(障害者控除対象配偶者)  
 障害者(障害者控除対象配偶者)

他の所得者が控除を受ける扶養親族等  
 氏名 生年月日 住所又は居所 控除を受ける他の所得者の氏名 住所又は居所 異動月日及び事由

○居住税に関する事項  
 16歳未満の扶養親族(平15.1.23以降生)  
 1 氏名 生年月日 住所又は居所 異動月日及び事由  
 2 氏名 生年月日 住所又は居所 異動月日及び事由  
 3 氏名 生年月日 住所又は居所 異動月日及び事由

○この申告書は、あなたの給与について扶養控除等の控除を受けるために提出するものです。  
 ○この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者及び扶養親族に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人提出する  
 ○必要がある場合は、源泉控除対象配偶者、障害者及び扶養親族に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人提出する  
 ○この申告書の提出にあたっては、欄の「1」が所し提出することです。  
 ○この申告書の提出にあたっては、欄の「2」が所し提出することです。

1. 主たる給与から控除を受ける／「A. 控除対象配偶者」→「A. 源泉控除対象配偶者」に変更されました。配偶者が下記に該当しない場合、記載する必要はありません。(1)

「源泉控除対象配偶者」とは、所得者の平成 30 年中の所得の見積額が 900 万円以下、かつ、生計を一にする配偶者で平成 30 年中の所得の見積額が 85 万円以下の配偶者。

2. 主たる給与から控除を受ける／C. 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生／「控除対象配偶者」→「同一生計配偶者」に変更されました。(2)  
 同一生計配偶者で障害者に該当する場合には、該当欄にチェックを付けてください。

「同一生計配偶者」とは、生計を一にする配偶者で、平成 30 年中の所得の見積額が 38 万円以下の配偶者。

3. その他、控除対象扶養親族の行数が 5 名→4 名に変更、チェックボックス欄、項目の並び順等の変更があります。

#### 《記載上の注意》

源泉控除対象配偶者ではないが、同一生計配偶者で障害者に該当する場合、氏名・個人番号、その該当する事実については、「左記の内容」欄に記載します。

### 2) 平成 29 年分 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書

- 平成 29 年分の申告書の変更箇所は下記の 1 ケ所です。  
 ※氏名欄においてフリガナと氏名を分ける罫線が追加されました。

### 3) 平成 29 年分 給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿

- 平成 28 年分の様式と変更はありません。

#### 4) 平成 29 年分 給与所得の源泉徴収票

■平成 29 年分の様式の変更はありません。

※「高松国税局」の様式のみ 1ヶ所変更がありましたので「高松国税局」のみ変更します。

ドットプリンタ出力において、控除対象扶養親族欄の個人番号欄に枠線が作成されましたので出力印字位置を変更します。

### Ⅲ. 平成 30 年以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いについて

#### 1) 扶養親族等の数の算定方法の変更

■平成30年分の給与等を支払う際に源泉徴収する税額は、「給与所得の源泉徴収税額表」によって求めますが、計算に当たって扶養親族等の数を算定する必要があります。

扶養親族等の数の算定に当たり、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。

また、同一生計配偶者が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。

※「給与所得の源泉徴収税額表（平成30年分）」は平成29年1月以降との「税額」の改正はありません。

【配偶者に係る扶養親族等の数の数え方】

		居住者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の居住者の給与等の収入金額)			
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)
配偶者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の 収入金額)	38万円以下 (103万円以下)	1人	0人	0人	0人
	38万円超 85万円以下 (103万円超 150万円以下)	1人	0人	0人	0人
	85万円超 (150万円超)	0人	0人	0人	0人

配偶者が障害者に該当する場合は1人加算

青点線 … 源泉控除対象配偶者  
赤点線 … 同一生計配偶者  
緑点線 … 控除対象配偶者

- 源泉控除対象配偶者 … 給与所得者の合計所得金額が 900 万円以下、且つ、生計を一にする配偶者で合計所得金額が 85 万円以下の配偶者。
- 同一生計配偶者 … 所得者と生計を一にする配偶者で合計所得金額が 38 万円以下の配偶者。
- 控除対象配偶者 … 給与所得者の合計所得金額が 1000 万円以下、且つ、生計を一にする配偶者で合計所得金額が 38 万円以下の配偶者。

### Ⅳ. 平成 30 年 1 月以降分の電算機計算の特例及び、賞与に対する源泉徴収税額の算出率について

#### 1) 平成 30 年 1 月以降分 月額表を適用する給与等に対する税額の電算機計算の特例について

■電算機計算の特例（甲欄、乙欄）に関しては、平成 29 年分と変更ありません。

#### 2) 平成 30 年 1 月以降分 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

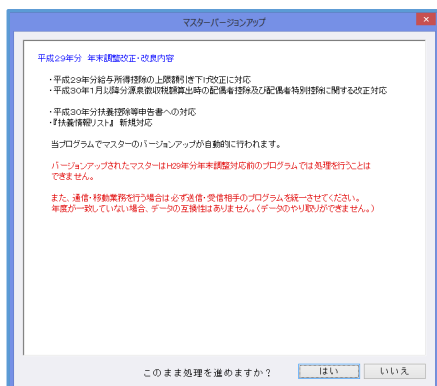
■平成 29 年分と変更はありません。

※扶養親族等の対象が「源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族」に変更されました。

# 平成 29 年分改正に関する改良

## I. 平成 29 年分年末調整改正対応

- 当プログラムをインストール後、入力画面等を開くと下記を表示します。  
内容を確認の上、処理を進めてください。“マスターバージョンアップ”が行われます。



※平成 29 年度マスターのみ左記のメッセージが表示されます。  
平成 28 年以前のマスターはバージョンアップのみ。

### 1) 「平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の新様式に対応

- 「平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の新様式に対応しました。  
“源泉控除対象配偶者”欄等の出力の有無に関しては、出力時に平成 30 年分の改正内容で判定を行い出力します。（本人の所得見積額が 900 万円以下、配偶者の所得見積額が 85 万円以下の場合記載する）  
※扶養情報の入力画面上の配扶養区分の判定・表示は平成 29 年分の内容です。マスターが平成 30 年分になると、入力画面上の配扶養区分の判定・表示も平成 30 年分の改正内容に準じて変更します。
- 「平成 29 年マスター」において、平成 30 年分の当申告書を作成する場合は注意してください。  
平成 30 年分の申告書を入力する場合、社員登録／扶養情報①タブの“申告書情報と連動する”=チェックを外してから入力を行ってください。（平成 29 年分の年調計算に反映されるので外す）

#### 《源泉控除対象配偶者の判定に関して》

##### ①本人の所得見積額

###### 1) 年調時

###### a. 会社・社員共に年調するケース

“本人の所得見積額”は、保険等申告書入力タブ／配偶者特別控除タブ／所得見積額（実額編集した場合編集後）により判定します。（当欄は、給与所得控除後の金額より連動します。）

生命保険料控除 / 地震保険料控除 / 社会保険料控除 / 共済等掛金控除 / 配偶者特別控除			
所得見積額	825,000		所得の種
配偶者氏名	東京	華子	給与所得
フリガナ	トウキョウ	ハナコ	事業所得

「平成 29 年分マスター」の場合、所得者の見積額が 900 万円超でも、扶養情報①タブの配扶養区分は“一般（又は老人）”で表示しますが源泉控除対象配偶者欄に出力しません。  
※出力オプションによって出力可能。

###### b. 会社は年調する、社員は“年末調整しない”のケース

“本人の所得見積額”は、保険等申告書入力タブ／配偶者特別控除タブ／所得見積額により判定しますが、年調しない為、給与所得控除後の金額が自動計算されず、給与所得控除後の金額が「所得見積額」に連動されません。よって、「所得見積額は」空欄となり 900 万円以下と判定します。）配偶者の所得見積額のみで判定され、85 万円以下であれば源泉控除対象配偶者として出力します。

###### c. 保険料等申告書を作成しないケース（会社登録で“保険等申告書を作成しない”を選択）

保険等申告書タブ（当欄）が無いため、控除入力タブ／給与所得控除後の金額・配偶者所得見積額により判定を行います。



## 2) 年調時以外

“本人の所得の見積額”は、扶養情報①タブ／本人の所得見積額、配偶者の所得見積額により判定します。

※年調計算が行われていない為、保険等申告書入力タブ／配偶者特別控除タブ／所得見積額欄が空欄となります。

### ②配偶者の所得見積額

扶養情報①タブ／配偶者の所得見積額より判定を行います。

本人情報		扶養情報①		扶養情報②		労働条件		社会保障		税金		支給方法		前項		電子申告		
世帯主の氏名													所得		本人の所得見積額		9,100,000	
氏名・カナ(姓/名)		氏名		住所		生年月日		住所(扶養用)		配扶養区分		源泉区分		非居住者		非居住者		
東京		恵子		〒111		昭和30年03月03日		東京都		非居住		非居住		非居住		非居住		
配偶者		111		222		333		所得見積額は、当年の見積額を入力してください。		その他の合計		400,000		合計所得		400,000		

「平成 29 年分マスター」の場合、配偶者の合計所得額が 38 万円超～85 万円以下でも、区分表示は“対象外”ですが源泉控除対象配偶者欄には出力します。

## 2) その他

1. 平成 29 年分 年末調整の計算に関する改正。
2. 各種申告書等の様式変更に関して。
3. 扶養親族等の数の算定方法の変更。
4. 平成 30 年 1 月以降分の電算機計算の特例及び、賞与に対する源泉徴収税額の算出率について。

## II. 『平成 30 年分マスター』へ更新

■翌月更新（翌年更新）処理にて、平成 30 年分へマスターを翌年更新を行った場合、下記のメッセージを表示し①②の処理を行います。

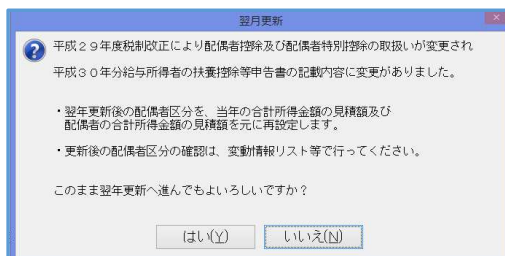
- ①平成 29 年分の所得見積額（保険等申告書入力／配偶者特別控除タブ、所得見積額）を社員登録の扶養情報①タブの“本人の所得見積額”にセットします。（実額値（グリーン）もそのままセットします。）
- ②平成 29 年分の所得見積額（保険等申告書入力／配偶者特別控除タブ、所得見積額）が 900 万円以下で配偶者の合計所得が 85 万円以下の場合、翌年更新後、配偶者（源泉控除対象配偶者）の配扶養区分に“一般（又は老人）”をセットさせます。それ以外は“対象外”をセットします。

※“年末調整しない社員”の場合、所得見積額はセットされません。

配偶者所得の見積額が 85 万円以下の場合、配偶者（源泉控除対象配偶者）の配扶養区分に“一般（又は老人）”をセットします。

本人の収入額が 2000 万円超の理由で“年調しない”社員の場合等、所得見積額がセットされず、翌年更新後、配偶者（源泉控除対象配偶者）の配扶養区分が“一般（又は老人）”になります。

更新後、本人の見積額を確認の上、扶養情報①タブにて登録を行ってください。



## 1) 社員登録／扶養情報①タブの配偶者に関して

■平成30年分マスターからは、平成30年分以降の改正内容に従い配扶養区分の判定を行います。

### 《源泉控除対象配偶者の判定に関して》

配偶者（源泉控除対象配偶者）の配扶養区分の判定は、下記の扶養情報①タブの「本人の所得見積額」「配偶者の所得見積額」によって行われ該当区分を表示します。

※年調計算が行われていない為、保険等申告書入力タブ／配偶者特別控除タブ／所得見積額欄は空欄になります。金額の連動はされません。

本人情報   住所   扶養情報①   扶養情報②   労働条件   社会保険   税金   支給方法   前職   電子申告					
世帯主の氏名	東京 三郎	住所	本人	本人の所得見積額	8,000,000
氏名(フリガナ)	東京 三郎	住所	配偶者区分	障害区分	非居住者
氏名(個人番号)	東京都 三郎	住所	配偶者区分	障害区分	非居住者
配偶者	東京 三郎	住所	配偶者区分	障害区分	非居住者
氏名(フリガナ)	東京都 三郎	住所	配偶者区分	障害区分	非居住者
氏名(個人番号)	東京都 三郎	住所	配偶者区分	障害区分	非居住者
所得見積額	700,000	所得見積額	700,000	合計所得	700,000

配偶者の所得見積額は、申告書情報と連動する＝チェックがある場合、保険等申告書入力／配偶者特別控除タブで入力を行ってください。

### 《同一生計配偶者で障害者の場合》

“同一生計配偶者”とは、生計を一にする配偶者で、平成30年中の所得の見積額が38万円以下の配偶者。

配偶者の所得見積額が38万円以下の場合、配扶養区分に関係なく障害者区分を選択することができます。扶養親族等の数の算定方法（同一生計配偶者）と「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の障害者の“同一生計配偶者”欄の出力に対応しています。

本人情報   住所   扶養情報①   扶養情報②   労働条件   社会保険   税金   支給方法   前職   電子申告					
世帯主の氏名	東京 三郎	住所	本人	本人の所得見積額	9,000,000
氏名(フリガナ)	東京 三郎	住所	配偶者区分	障害区分	非居住者
氏名(個人番号)	東京都 三郎	住所	配偶者区分	障害区分	非居住者
配偶者	東京 三郎	住所	配偶者区分	障害区分	非居住者
氏名(フリガナ)	東京都 三郎	住所	配偶者区分	障害区分	非居住者
氏名(個人番号)	東京都 三郎	住所	配偶者区分	障害区分	非居住者
所得見積額	380,000	所得見積額	380,000	合計所得	380,000

### 《参 考》

「源泉控除対象配偶者ではないが、同一生計配偶者の障害者」のケース

（本人の所得見積額が900万円超、配偶者の所得見積額が38万円以下の場合）

上記ケースの場合、配扶養区分は“対象外”を選択し該当する障害者区分を選択してください。

又、扶養情報②タブ／左記の内容欄に氏名、個人番号等を入力してください。

「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の源泉控除対象配偶者欄は記載せず、C障害者、寡夫、寡夫又は勤労学生の同一生計配偶者欄に記載します。又、配偶者の氏名と個人番号は「左記の内容」欄に入力してください。

## 改良内容

### I. 登録・導入／新規会社登録・修正・削除

#### 1) 会社・社員情報リスト

①「個人番号チェックリスト」において、配偶者及び扶養者が“控除対象外”の場合、区分欄に“〇〇(外)”と表示するように対応しました。

※氏名のみ登録され配扶養区分が空欄の場合も“〇〇外”と表示します。

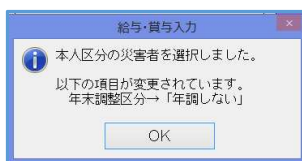
個人コード	社員氏名	区分	扶養氏名	登録	個人番号
1-000003	東京 三郎	本人		○	****-****-****
1-000003	東京 三郎	配偶者(外)	東京 三郎	○	****-****-****
1-000003	東京 三郎	扶養1(外)	東京 一郎	○	****-****-****
1-000003	東京 三郎	扶養2(外)	東京 まさお	○	****-****-****
1-000003	東京 三郎	扶養3	東京 なな	○	****-****-****

(外)：控除対象外

## 2) 社員登録

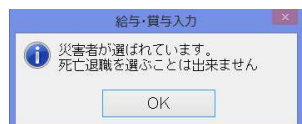
### ①本人情報タブ

- ・本人区分の“災害者”にチェックを付けた場合に、年末調整区分を“年調しない”に変更するように対応しました。下記の注意メッセージを表示します。  
※チェックを外した場合、“年調する”に変更します。



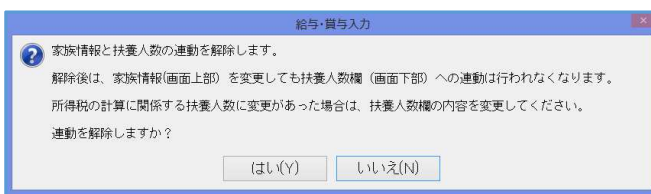
元々、退職者等で“年調しない”にしている場合でもチェックを外すと“年調する”に変更します。

- ・本人区分の“災害者”と“死亡退職”を同時に選択できないように対応しました。



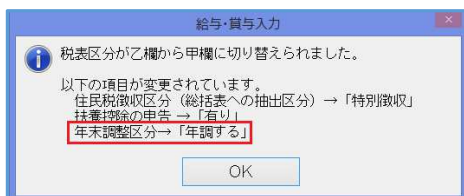
### ②扶養情報①タブ

- ・扶養親族が“年少”に該当する場合でも“控除対象外”に設定できるよう対応しました。  
※配扶養区分で“空欄”を選択してください。
- ・“申告書情報と連動する＝チェック”を外した場合に下記の注意メッセージを表示するように対応しました。※年調する/しないに関係なく表示します。



### ③税金タブ

- ・税額表区分を“乙欄”→“甲欄”に変更した場合、本人情報タブの年末調整区分を“年調する”に変更するように対応しました。下記の注意メッセージを表示します。

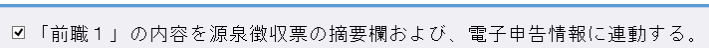


※災害者等は、“年調しない”設定なので、甲欄に変更しても“年調する”には変更されません。(左記の赤枠内の表示もされません。)

### ④前職タブ

- ・“前職1”を摘要項目、電子申告タブの前職項目（前職名称等）に自動転記を行えるように対応しました。※全社員共通の設定になります。

前職タブの下段に下記の項目を作成しました。



チェックを付けると年末調整タブの“摘要（前職転記F5）”、“電子申告タブの前職項目”へ自動転記され該当欄は変更不可状態になります。

《年末調整タブ（摘要（前職転記F5））》

摘要(前職転記F5)	新宿区喜久井町12-36 ○○ビル 12F 課○○商事 H29.6.30 退職
------------	---

《電子申告タブ》

前職名称	課○○商事		
前職住所 (検索Home)	新宿区喜久井町12-36 ○○ビル 12F		
前職住居	その他	退職年月日	平成29年06月30日



## II. 登録・導入／翌年更新（翌月更新）

- ① “寡夫”で扶養親族がない場合、翌年更新を行うと“寡夫”のチェックを外すように対応しました。
- ② 単独年調→年調切替で12月給与→賞与追加→単独年調と処理をした場合に、単独年調として作成された扶養情報等が削除されるので、賞与更新時に注意メッセージを表示するように対応しました。  
※単独年調→12月給与→再度、単独年調に切り替えた場合はデータは削除されません。

## III. 給与・賞与／給与・賞与

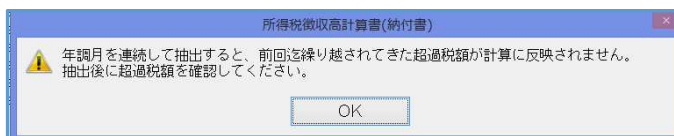
### 1) 給与・賞与入力

- ① 「登録更新」→「個人番号登録」画面において、配偶者及び扶養者が“控除対象外”の場合、区分欄に“〇〇（外）”と表示するように対応しました。  
※氏名のみ登録され配扶養区分が空欄の場合も“〇〇外”と表示します。
- ② 社員ツリー表示を全展開・全閉できるように対応しました。  
「明細書入力」「ユーザー項目入力」「源泉徴収票」画面等の左側のツリーの欄外に“全開閉”ボタンを作成しました。  
※ツリーが階層表示になっている場合のみ有効となります。

## IV. 給与・賞与／出力処理

### 1) 納付帳票／所得税徴収高計算書（納付書）

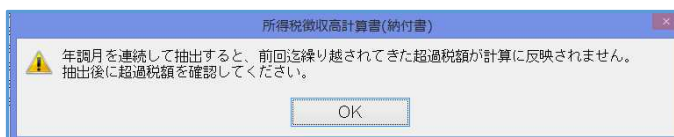
- ① 前回まで繰り越されてきた超過税額がある状態で年調月を連続して抽出した場合、注意メッセージを表示するようにしました。



## V. 年末調整／出力処理（年調関係）※Pro IIのみ

### 1) 納付帳票／所得税徴収高計算書（納付書）

- ① 前回まで繰り越されてきた超過税額がある状態で年調月を連続して抽出した場合、注意メッセージを表示するようにしました。



### 2) 年末調整帳票／源泉徴収票

- ① 前職がある場合に摘要欄に記載する前職の内容を1行目に前職住所、前職会社、退職年月日を2行目に支給、税額、社保の金額を出力するように上下の出力順を変更しました。  
※「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き P.11【記載例2】」の表記に合わせました。

[摘要]	
(前職分)	新宿区喜久井町12-36 ○○ビル 12F 業○○商事 H29.6.30 退職
支給	1,520,000 税額 4,000 社保 152,630

※給与・賞与入力中に Ins キーで確認できる源泉徴収票画面の摘要欄も同様に対応。

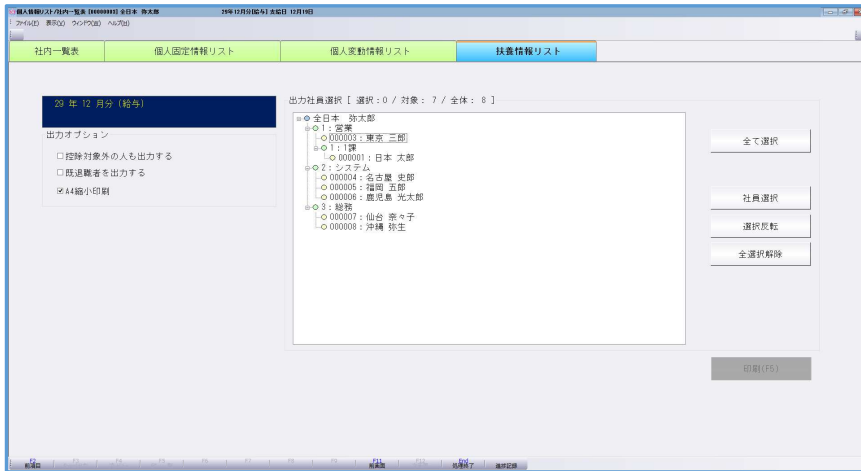
### 3) 確認帳票／扶養情報リスト ※新規対応

- ① 社員登録／扶養情報①タブに登録した内容をリスト形式で出力します。  
各社員の配偶者及び、扶養者の氏名、フリガナ、個人番号、生年月日、配扶養区分等の情報を一覧形式にリストにして出力を行います。（社員登録／扶養情報①内のデータを出力）

※確認帳票から“扶養情報リスト”を選択してください。

※会社登録／システム設定タブの“扶養控除申告書＝作成しない”を選択している場合、選択不可となります。

※個人番号の出力設定等は他の確認帳票と同様です。



#### 《出力オプション》

- 控除対象外の人も出力する ... 控除対象外（配扶養区分＝空欄）の人を出力します。
- 既退職者を出力する ... 既退職の社員を出力社員選択に表示します。
- A 4 縮小印刷 ... A 4 用紙に縮小して出力します。

#### 《出力帳票》

社員コード	氏名	性別	個人番号	配扶養区分	所得見解額	住所
19917 777	東京 三郎	男	1111-2222-3333	一般		新宿区西新宿新宿12-36
19917 777	東京 一郎	男	4526-3636-1117	年少		同上
19917 777	東京 次郎	男	1111-2222-3336	障害者		同上
19917 777	東京 美子	女	4526-3633-1110	特定		

## 4) 確認帳票／個人固定情報リスト (B4 版)

①摘要欄に“前職情報”を出力するように対応しました。

## 5) 個人変動情報リスト

①「平成 30 年以降マスター」で出力した場合、配偶者区分のフォントを下げました。

※配偶者区分（障害者の場合）の表示が特定扶養等の人数に重ならないようにした為。

配偶者	被扶養	長	短	障害	特	不	見			
対象外障害者	3	2	1	4	1	5	6	6	不	見

## VI. 通信・移動／給与マスターコピー

### 1) 給与マスターコピー

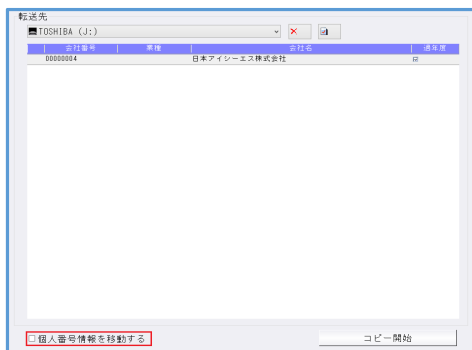
①USB等メディアを介してコピーをする場合、“個人番号情報”を含めて移動できるように対応しました。（会社、社員、扶養情報、合計表・支払調書の支払を受ける者の各個人番号情報等）

※“個人番号アクセス可能権限のあるユーザー”のみ当処理が行えます。

上記の対応に伴い、転送元、転送先のメディア選択時に下記の対応を行いました。

デバイスが“メディア”以外を選択している場合、従来と変更はありません。

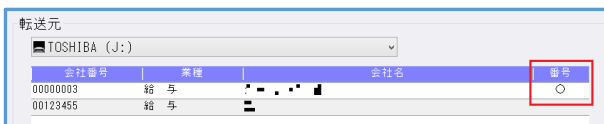
《転送先画面》



“個人番号情報を移動する”の項目を追加しました。  
デバイス＝メディアの場合、選択可能となります。

《転送元画面》

デバイス＝メディア選択している場合、個人番号情報の有無を表示する為、番号欄を追加しました。



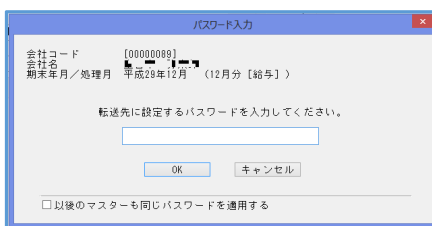
### ■個人番号情報の移動方法

《個人番号情報のあるマスターをメディアへ移動させる場合》

① 転送先のデバイスを“メディア”にすると下段に“個人番号情報を移動する”項目が選択できるようになるのでチェックを付けてください。

②コピー開始を押すと、パスワードの入力画面が表示されるのでパスワードの設定を行ってください。

※個人番号情報を移動する場合、パスワードの設定が必要となります。



※パスワードは、各年度単位で設定してください。

《メディアから個人情報のあるマスターを移動させる場合》

① 転送元のデバイスを“メディア”にすると個人番号情報があるマスターの場合、番号欄に○印を表示します。

②該当マスターを選択し、転送先の下段の“個人番号情報を移動する”にチェックを付け、コピーを開始してください。

③パスワード入力画面を表示します。

移動時に設定したパスワードを入力し、コピーを進めてください。

※パスワードが一致しない場合、“パスワードが一致していません。”のメッセージを表示します。

## 修正内容

### I. 登録・導入／新規会社登録・修正・削除

#### 1) 社員登録

①通勤費を自動計算する場合、“電車・バス／マイカー・自動車”欄の非課税総額（当月分）が正しく算出されないケースがあったのを修正しました。

※例えば、支払方法：一括、支払期間：3ヶ月で支払総額が47,600円とした場合、非課税総額（当月分）は47,604円になっていました。

### II. 登録・導入／翌年更新（翌月更新）

①月末の日（31日等）に同日賞与の2回目が作成できなかったのを修正しました。

※1回目の賞与を設定した後、同日に2回目の賞与を作成しようとした場合、処理区分で”賞与”が選択できなくなっていました。

②翌月更新を行った場合、部署の支給日、個人の支給日が正しく更新されないケースがあったのを修正しました。

※会社設定は当月支給、部署支給は翌月の支給の設定になっているケース。

例えば、会社：10月分10/25支給、部署：10月分11/5の支給の設定で翌月更新を行うと、会社の支給は11月分11/25支給になるが、部署は11月分11/5支給のままになっていました。

### III. 給与・賞与／給与・賞与

#### 1) 給与・賞与入力

①当月退職者で前月処理が同月賞与の場合に月移動で前月に戻ってロック解除すると、健康保険料・厚生年金保険料欄が計算されなくなっていたのを修正しました。

※社会保険徴収月が当月設定で、12月1日賞与→12月1日給与に更新を行い、退職年月日を入力した場合、12月給与では社会保険料は徴収されなくなります。月移動で12月賞与に戻りロックを解除すると健康保険料、厚生年金保険料の金額が空欄になっていました。

### IV. 給与・賞与／賃金台帳

#### 1) 賃金台帳

①当月直前の過去月が賞与でその賞与より前に賞与追加をしたとき、追加した賞与が“登録済”となるはずが、“処理中”と表示されていたのを修正しました。

### V. 給与・賞与／退職金明細書

#### 1) 退職金明細書

①ツリー表示される退職者が該当月（退職月）に正しく表示されないケースがあったのを修正しました。

※例えば、前年の12月に退職した社員を翌年1月処理時に12月の退職日を登録し、別の社員がその年の12月に退職し、12月当年処理にて12月の退職日を登録した場合、両方の社員が12月に表示されていました。

## VI. 給与・賞与／出力処理

### 1) 支払帳票（明細書等）／明細書出力

- ①印刷（F5）、プレビュー（F4）を押しても無反応になるケースがあったのを修正しました。  
※「給与マスター」において1月賞与（社会保険徴収月：1月）で作成し、1月給与（社会保険徴収月：12月）に更新したマスターで明細書を出力しようとした場合。
- ②Excel出力（F3）を行った場合、出勤日数欄に会社コード、会社名が出力されるケースがあったのを修正しました。  
※出力設定（F6）の出力設定タブ内の表題欄設定の”会社名を出力（明細）＝チェックあり”、その他の”勤怠項目欄を下段に出力＝チェック無し”の設定を行い、エクセル出力した場合。

### 2) 賃金帳票／源泉徴収簿兼賃金台帳

- ①勤怠項目で進数の設定が初期状態から変更を行っていて、尚且つ勤怠項目がマイナス時間となった場合、”△“が2回表示されていたのを修正しました。

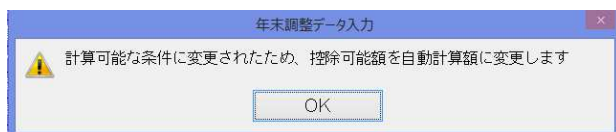
### 3) 賃金帳票／月別給与一覧表

- ①欄外の「扶養者数 凡例」を適した人数に修正しました。

## VII. 年末調整／年末調整

### 1) 年末調整データ入力

- ①累積入力タブ  
単独年調時に12月の支給日を変更する為、12月処理に戻り、会社登録で“支給日”を変更し、再度、単独年調にした場合、累積入力画面の12月支給日に変更されていなかったのを修正しました。
- ②保険等申告書入力タブ  
保険等申告書を“作成しない”マスターで単独年調を行った場合、社員登録／扶養情報①の“配偶者の所得見積額の金額”と年末調整データ入力／控除入力の“配偶者所得見積額の金額”が連動していなかったのを修正しました。
- ③控除入力タブ  
社員を切り替えると下記のメッセージが表示されるケースがあったのを修正しました。  
※住宅借入金等において、区分、居住開始日、年末残高項目を2つとも入力し、特別控除可能額が実額入力を行い、その後、居住開始日を削除した場合。  
(居住開始日を削除し画面上は全項目が表示されなくなるが、年末残高が内部的に残っていた為、下記のメッセージが表示されていた。)



## VIII. 年末調整／出力処理（年調関係）※Pro IIのみ

### 1) 年末調整帳票／源泉徴収票

- ①Excel出力（F3）を行った場合、“新個人年金保険料”の金額が正しく出力されていなかったのを修正しました。

### 2) 確認帳票／給与集計表／月別合計表

- ①“合計表のみ出力”を選択した場合、“部署名称出力”を選択不可にしました。



### 3) 確認帳票／年末調整チェックリスト

①本人情報欄の“徴収票提出：する／しない”の項目が正しく表示されないケースがあったのを修正しました。

※支払金額を変更して判定が変更されるケースで、その後社員登録を開かずに当チェックリストを出力した場合、変更前の内容が表示されていました。

## IX. 通信・移動／給与マスター送信・移動／給与抽出処理

---

### 1) 給与抽出処理

①マスター復元

受信一覧画面、復元マスター選択画面の受信日を“西暦4桁”、復元マスター情報内の期間を“和暦”、保存日時を“西暦4桁”の表示に変更しました。

以上